

第4回生活衛生関係営業活性化のための税制問題WG

平成24年5月24日

資料4

竹内構成員提出資料

減価償却資産に関する税制優遇制度について

【中小企業投資促進税制の概要】

<制度の概要>

中小企業者等が、下記の新品の機械装置等の取得等をした場合には、取得価額の30%の特別償却

または

7%の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする）

<対象会社>

中小企業者とは、資本金1億円以下の会社をいう。

ただし特別償却と税額控除のどちらかを選択できる会社は、資本金3000万円以下の会社

<対象資産>

- (1) 1台又は1基の取得価額が160万円以上の機械装置
- (2) 1台又は1基の取得価額が120万円以上の事務処理の効率を高める器具備品
電子計算機、デジタル複合機
- (3) 一の取得価額が70万円以上のソフトウェア
- (4) 車両総重量が3.5t以上の貨物自動車
- (5) 内航海運業の用に供される船舶（取得価額の75%が基準取得価額）

<適用期限>

平成10年6月1日から平成26年3月31日までの期間内

1. 特別償却

一定の減価償却資産を取得した際に、通常の減価償却費に追加して取得価額の30%分の償却費を計上することができる制度です。

(1) 特別償却適用後の税額【事例】

資本金3000万円の法人

備品の取得価額 130万円

① 課税所得 500万円（普通減価償却費控除後）

・ 特別償却費 $1,300,000 \times 30\% = 390,000$

- ・ 税率 15%

$$(5,000,000-390,000) \times 15\% = \underline{691,500}$$

- ② 課税所得 2000 万円 (普通減価償却費控除後)

- ・ 税率 25.5%

$$1,200,000 + (12,000,000-390,000) \times 25.5\% = \underline{4,160,550}$$

(2) メリット

初年度に大きな税額の軽減効果があります。適用年度に利益が多く翌事業年度以降が赤字が見込まれる場合、適用年度の納税額を少なくしたいと考える場合には、メリットがあります。

また耐用年数の長い減価償却資産の場合には、早く償却して費用化できます。地方税も法人税と連動します。

(3) デメリット

特別償却は、普通償却に追加して帳簿価額を減額することになるため、適用年度の償却費は増加しても、減価償却費を前倒して計上することと同じであり、結果として費用計上する総額は変わりません。

2. 税額控除

税額控除は法人税額から控除することができる制度です。

(1) 税額控除適用後の税額【事例】

資本金 3000 万円の法人

備品の取得価額 130 万円

- ① 課税所得 500 万円 (普通減価償却費控除後)

- ・ 税率 15%

$$5,000,000 \times 15\% = 750,000$$

$$1,300,000 \times 7\% = 91,000 < 750,000 \times 20\% \Rightarrow 91,000$$

$$750,000 - 91,000 = \underline{659,000}$$

- ② 課税所得 2000 万円 (普通減価償却費控除後)

- ・ 税率 25.5%

$$1,200,000 + 12,000,000 \times 25.5\% = 4,260,000$$

$$1,300,000 \times 7\% = 91,000 < 5,100,000 \times 20\% \Rightarrow 91,000$$

$$4,260,000 - 91,000 = \underline{4,169,000}$$

(2) メリット

税額控除は法人税額から直接控除され、税金が減額となる効果は永久です。また特別償却を適用しなくても、最終的に普通償却で全額償却することができるため、トータルで見ると税額控除分だけ有利になります。

(3) デメリット

税額控除額は法人税の20%が限度となります。また利益がでていない会社でないと効果がありませんが、限度枠を超えた場合や、適用年度の税額がなかった場合は、1年間だけ繰越すことが可能です。

なお、地方税の適用はありません。

3. 少額減価償却資産の特例（即時償却）

資本金1億円以下の中小企業者等が、取得価額30万円未満の資産を取得した場合には、全額損金の額に算入することができます。ただしその資産の合計額は300万円までが限度です。

(1) 即時償却適用後の税額【事例】

資本金3000万円の法人

備品の取得価額 合計130万円

・減価償却費 $1,300,000 \times 100\% = 1,300,000$

① 課税所得 500万円

・税率 15%

$(5,000,000 - 1,300,000) \times 15\% = \underline{555,000}$

② 課税所得 2000万円

・税率 25.5%

$1,200,000 + (12,000,000 - 1,300,000) \times 25.5\% = \underline{3,928,500}$

(2) メリット

取得価額が全額損金となるため、損益とキャッシュフローが一致します。特別償却や税額控除と違って計算や記載方法がわかりやすく、また金額が少額であるため、適用する機会が多いといえます。

(3) デメリット

法人税では全額損金算入できますが、償却資産は課税対象資産となります。

特別償却・税額控除の税額比較（納税額）

①法人課税所得	5,000,000円	税率	15%
---------	------------	----	-----

②法人課税所得	20,000,000円	税率	25.5%
---------	-------------	----	-------

項目	取得価額		減価償却費		納税額		備考
			普通償却費	特別償却費	① 15%	② 25.5%	
特別償却	1,300,000	30%	あり	390,000	691,500	4,160,550	利益が大きいと初年度の税額軽減効果が高い
税額控除	1,300,000	7%	あり	-	659,000	4,169,000	一般的には特別償却より税額控除が有利
差 額	*****	***	*****	*****	32,500	△ 8,450	
即時償却	1,300,000	100%		1,300,000	555,000	3,928,500	税額軽減の効果が大きい

特別償却・税額控除の税額比較（減額される額）

①法人課税所得 800万円以下	税率	15%
-----------------	----	-----

②法人課税所得 800万円以上	税率	25.5%
-----------------	----	-------

項目	取得価額		減価償却費		減額される税額		備考
			普通償却費	特別償却費	① 15%	② 25.5%	
特別償却	1,300,000	30%	あり	390,000	58,500	99,450	利益が大きいと初年度の税額軽減効果が高い
税額控除	1,300,000	7%	あり	-	91,000	91,000	一般的には特別償却より税額控除が有利
差 額	*****	***	*****	*****	△ 32,500	8,450	
即時償却	1,300,000	100%		1,300,000	195,000	331,500	税額軽減の効果が大きい